

料にして全體の三二・六を占め、之れに次ぐは充填二七％、補綴費の二二・二である。

診療方法に依る診療費内訳

(イ) 一般診療

種別	費用額	被保険者一人當年費用	百分率
診察料	一、八一三	・八九六	一三・〇
注射料	六、五一一	三、二一九	四六・七
注薬料	五、六六五	・二八〇	四・一
処置料	三、二六二	一、六一三	二二・四
切開料	一、五〇〇	・〇七四	一・一
異物摘出	一、三〇〇	・〇六四	〇・九
外傷的治療	八五〇	・〇四二	〇・六
物理治療	一、〇三六	・一五二	二・二
手術料	三〇八	・五一一	七・四
入院料	一、〇三六	・〇一八	〇・三
検査料	三三五	・〇一八	〇・三
計	一三、九三七	六、八九〇	一〇〇・〇

(ロ) 歯科診療

種別	費用額	被保険者一人當年費用	百分率
初診料	一〇一	・〇五〇	六・六
薬料	四九四	・二四四	三二・六
処置料	一四	・〇〇七	九
拔牙料	一六三	・〇八〇	一〇・七
充填料	四〇九	・二〇二	二七・〇
補綴料	三三七	・一六七	二二・二
計	一、五一八	・七五〇	一〇〇・〇

右は健康保険の被保険者約二百萬人に對する実績に基くものであるが、更に警察共済組合の実績を記載せば左表の如くである。

警察共済組合の診療費額及其の内容

年度	診療費	内					譯		
		診察料	薬價	手術料	處置料	入院料	看護料		
昭和五年度	七三、四四〇 100.0	二六、五七四 三・四	二九、八二二 三・〇	五、二六〇 七・六	三三、〇四七 二九・一	一五、七三三 二・五	二六、〇七二 三・五		
昭和六年度	七三、六九七 100.0	一九、九三三 二・八	二五、〇六八 三・四	五、〇三三 七・九	三三、八三四 三〇・八	一四、八六四 二〇・六	二二、五七二 三・〇		

年 度	醫 療 費	内					譯		
		診 察 料	薬 價	手 術 料	處 置 料	入 院 料	看 護 料		
昭 和 七 年 度	七三、三二七 100.0	一八、六六六 二・六	二四、四九二 三三・二	五、一六八 七・六	三六、八三三 三・六	一四、八三三 一九・八	三、一〇七 三・三		
昭 和 八 年 度	五二、六九二 100.0	二〇、二六一 二・七	二四、七五〇 三三・三	三、四三三 八・四	二二、四四四 二六・二	一七、二六九 三三・二	三、七四四 四・四		
昭 和 九 年 度	五三、五八八 100.0	二〇、三三六 二・七	二四、三三〇 三三・〇	六、三三六 八・八	二〇、〇八八 二六・六	一八、二六四 二四・〇	三、六九三 四・九		
平 均	五三、四三〇 100.0	二〇、二六四 二・八	二四、三三一 三三・三	三〇、二二九 八・二	二〇、九一〇 二九・三	一八、〇三三 三三・八	三、七〇一 三・八		

備考 本表の左側の数字は百分率を示す。

右に依り医療費の内容を見るに其の百分率は、毎年度幾分の差異はあるが大體に於て變化なく、薬價が医療費の首位を占め處置料が之れに次いでゐる事は前表の健康保険の實績と同様である。

四 醫 療 料 金

(一) 一般醫療料金

一般醫療の醫療料金は、地方の事情、醫療技術の難易等に依り、一應郡市區醫師會に於て料金規定を作成して居るが、之は何圓以上何圓迄の如く或は單に何圓以上の如く大體の標準を示したものであつて之を各醫師毎に觀察すれば其の料金は千差萬別である。昭和十一年二月社會局に於て各地方（郡市區を原則とするも此の區域に依らざるものもある）醫師會規定料金並當該地方に於ける醫師が實際に一般患者から徴しつゝある診療料金に付全國道府縣をして調査せしめた結果に基き之を觀察すれば次の如くである。

初診料は全國から觀て「^円・五〇」として規定したるもの六六地方を算し、調査地方全數の約一九％に當り最高を占め之に次ぐは「^円・五〇以上」として規定したるもの三七地方である。實際料金から觀ても「^円・五〇」は八八地方（二五％）を示し首位にあり、之に次ぎ比較的多數を占めて居るのは「^円・三〇」で三三地方である。此の外適宜に定められる地方又は無料の地方も若干存する。

往診料は規定並實際料金共に最低「^円・二〇」より最高「^円・五〇—五〇・〇〇」に及び其の間實に九〇種別あり極めて區々に定められて居る。右の内規定料金の第一位を占めて居るのは「^円・〇〇」で三五地方（九％）あり、之に次ぐは「^円・〇〇—五・〇〇」の三四地方「^円・五〇」の二七地方である。之に對し實際料金は「^円・

〇〇」のもの六三地方(一七%)で規定料金同様第一位を占め「五〇」の六一地方「五〇—一〇〇」の二四地方の順となつて居る。而して農村に於て醫師の往診を求むるに不便なる處では料金は可成り高額となつて居る。昭和九年五月社會局農村醫療狀況實地調査に依れば、茨城縣山間部に位する某村では隣村からの往診料は一回三・〇〇乃至五・〇〇となつて居り、重病の際二里半離れた某町から醫師の往診を求めるときは一回一〇・〇〇となつて居る。青森縣某村では一里離れた町から醫師を呼ぶのに一回三・〇〇乃至五・〇〇を要し、新潟縣某村では三十町離れた所からの往診料は普通一回三・〇〇積雪季四・五〇となつて居る。内服薬は一日一劑「二五」として規定したるもの八四地方(二三%)を占め「二五以上」のもの四九地方「二〇」のもの二三地方である。實際料金から觀ても「二五」は九九地方(二七%)で第一位を占め、之に次ぐは「二〇」の八二地方(二二%)である。

頓服薬は規定料金「一五」のもの六二地方(一七%)を占め、之に對し實際料金「一五」のもの八一地方(二二%)之に次ぐは「一〇」の六一地方「二〇」の五五地方である。

外用薬は「二〇」として規定したるもの、四九地方(一三%)に對し實際「二〇」を徴して居る地方は一〇一地方(二八%)である。

處方箋料は規定及實際料金から觀て最低「二四」最高「一〇・〇〇」迄の間に於て規定並實際共「一・〇〇」のもの最も多く規定せるもの六二地方、實際此の料金を以て處方箋を交付して居るのは一四二地方(四三%)を占めてゐる。

以上は郡市區醫師會の規定料金及實際料金の概要であるが醫療料金は常に全部收入すること困難にして、昭和九年東京市四谷區醫師會の調査に依れば未収入割合は約一割に當り、又昭和七年岡山縣醫師會の調査に依れば市部は四谷區と同様であるが、郡部は二割四分となつて居る。

而して一般開業醫に於ては、大體其の料金は昭和七年日本醫師會の議決に依り、一點單價を二十錢乃至五十錢として調定せられた點數計算表に基き、種々の事情を斟酌して郡市區醫師會に於て適當に定められて居るのを普通とするが、健康保險及國民健康保險類似組合等にありては、支拂を確保せらるゝ爲概して醫療料金は低廉となつて居る。例へば健康保險に於ては一般醫療は一點(例へば内服薬一日一劑)十五六錢程度であり、又簡易生命保險に於ては實際料金の二割乃至三割引、國民健康保險類似組合の内岐阜縣大湫村、愛知縣大森、熊本縣中村等は規定料金の二割引又埼玉縣越ヶ谷町、愛知縣一宮村及形埜村に於ては大體一點十五錢を以て契約して居る。

醫療利用組合に於ては産業組合中央會の調査に依れば、七二組合の内一日一劑を十五錢とせる組合最も多く二三組合あり、十錢とせる組合一四其の他二十錢以下としてゐる組合は合計二二ありて一般規定料金より低額な料金にて經營されて居る。

(二) 齒料醫療料金

種別	治	拔	金	陶
料	三〇〇—一〇〇〇	一〇〇—一〇〇〇	二〇〇—一五〇〇	三〇〇—一五〇〇
金	三〇〇—一〇〇〇	一〇〇—一〇〇〇	二〇〇—一五〇〇	三〇〇—一五〇〇
府				
縣	四四五八	一二三四	二二四	二二三五
料	三〇〇—一〇〇〇	五〇〇—一〇〇〇	二〇〇—一〇〇〇	三〇〇—一〇〇〇
金	二〇〇—一〇〇〇	七〇〇—一〇〇〇	二〇〇—一〇〇〇	三〇〇—一〇〇〇
府				
縣	一一三	一一一	一一一	一一一
料	四〇〇—一〇〇〇	一〇〇—一〇〇〇	三〇〇—一〇〇〇	六〇〇—一〇〇〇
金	四〇〇—一〇〇〇	一〇〇—一〇〇〇	三〇〇—一〇〇〇	六〇〇—一〇〇〇
府				
縣	一一一	一一一	一一一	一一一

種別	治	白	大	小	七	充	メ	ト
料	三〇〇—一〇〇〇	一〇〇—一〇〇〇	八〇〇—一〇〇〇	八〇〇—一〇〇〇	一〇〇—一〇〇〇	五〇〇—一〇〇〇	一〇〇—一〇〇〇	七〇〇—一〇〇〇
金	三〇〇—一〇〇〇	一〇〇—一〇〇〇	八〇〇—一〇〇〇	八〇〇—一〇〇〇	一〇〇—一〇〇〇	五〇〇—一〇〇〇	一〇〇—一〇〇〇	七〇〇—一〇〇〇
府								
縣	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
料	三〇〇—一〇〇〇	一〇〇—一〇〇〇	八〇〇—一〇〇〇	八〇〇—一〇〇〇	一〇〇—一〇〇〇	五〇〇—一〇〇〇	一〇〇—一〇〇〇	七〇〇—一〇〇〇
金	三〇〇—一〇〇〇	一〇〇—一〇〇〇	八〇〇—一〇〇〇	八〇〇—一〇〇〇	一〇〇—一〇〇〇	五〇〇—一〇〇〇	一〇〇—一〇〇〇	七〇〇—一〇〇〇
府								
縣	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
料	三〇〇—一〇〇〇	一〇〇—一〇〇〇	八〇〇—一〇〇〇	八〇〇—一〇〇〇	一〇〇—一〇〇〇	五〇〇—一〇〇〇	一〇〇—一〇〇〇	七〇〇—一〇〇〇
金	三〇〇—一〇〇〇	一〇〇—一〇〇〇	八〇〇—一〇〇〇	八〇〇—一〇〇〇	一〇〇—一〇〇〇	五〇〇—一〇〇〇	一〇〇—一〇〇〇	七〇〇—一〇〇〇
府								
縣	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一

第四部 救療事業概況

種別	料	府	縣	料	府	縣	料	府	縣
手術	一〇〇〇			五〇一〇〇〇	—	—	四〇〇—七〇〇以上		—
炎消	五〇—五〇〇〇	二	二	五〇—七〇〇	—	—	一五〇以上		—
炎消	五〇—五〇〇〇	二	二	五〇	—	—	一〇〇—一〇〇〇〇		—
內口	一〇〇〇以上	三	三	三〇—三〇〇〇	—	—	一〇〇—五〇〇〇		—
ナ	五〇—五〇〇	三	三	三〇—五〇〇	—	—	五〇—三〇〇〇		—
料	一〇〇〇	六	六	一〇〇—一〇〇〇	二	二	五〇—三〇〇〇		—
金									

第四部 救療事業概況

一、はしがき

現在我が國に於ける救療事業は、國の事業としては救護法に依る醫療救護及昭和七年度以降臨時的に施設せられつゝある時局匡救醫療救護事業を一般的のものとし、その他特殊的救療として精神病、結核、癩、ト
ラホーム又は花柳病等に對し之が豫防を施すの必要よりして此等の豫防法に基き救療を爲す場合がある。尙
軍人の一部及び其の家族等に對し軍事救護法に依り醫療保護を爲す場合があるが、特殊のものであり且之
が適用を受くる者極めて僅少である。又公私團體等に依り爲されつゝある救療事業としては、恩賜財團濟生
會の事業が最大規模のものであり、その他公設又は私設に係る診療所、施療院若は委託診療に従事する者等
がある。依て本項に於ては、先づ全國に於て救療を必要とする者及之に對し救療を受けつゝある者の概數を
觀察し、次に救護法及時局匡救醫療救護施設に依る事業狀況を略記し且私的施設の代表的存在たる濟生會の
事業を概説し、以て我が國救療事業の現況を概観せんとするものである。

二、救療を要する者

道府縣別	總人口	第一種		第二種		其他		計	
		人口	百分比	人口	百分比	人口	百分比	人口	百分比
愛媛	一、三六、七三	七、八四	0.57%	三、八五	2.82%	一八、三五	1.34%	五、〇七	3.73%
高知	七、五、一〇	五、一五	0.71%	二、九三	3.88%	一四、四七	1.91%	一、〇七	1.42%
福岡	二、六四、六一	一五、〇七	0.57%	一、七〇	0.64%	六、九三	0.26%	一、〇七	0.40%
佐賀	六、〇、三六	二、九七	0.49%	一、九三	3.21%	九、三三	1.55%	三、〇〇	5.00%
長崎	一、三三、〇八	六、四三	0.48%	四、〇八	3.06%	二、九八	2.24%	一、〇七	0.80%
熊本	一、三三、〇八	二、九七	0.22%	二、九三	2.19%	九、三三	7.01%	一、〇七	0.80%
大分	一、〇二、五五	三、三三	0.33%	三、二六	3.18%	二、五五	2.50%	一、〇七	1.05%
宮崎	八、四、〇五	二、六九	0.32%	一、〇三	1.21%	五、八〇	6.90%	一、〇七	1.27%
鹿兒島	一、五、六九〇	三、五七	0.23%	九、〇七	5.84%	三、二四	2.14%	一、〇七	0.68%
沖繩	五、五、〇三	二、八七	0.52%	二、四四	4.44%	三、三三	6.05%	一、〇七	1.94%
合 計	六、七、七、九〇	八、四、五五	1.25%	二、〇、五二	3.04%	一、三、五五	1.99%	四、一、〇二	6.05%

備考 一、第一種とは疾病其の他の事由に依り生活すること困難なるもの
 一、第二種とは辛うじて生活し得るも一朝事故に遭遇する場合は忽ち自活困難に陥る虞あるもの
 一、其他とは生活に支障なきも餘裕なきもの

右に對し上述の公私救療諸施設に依り實際受療したる者は左の如くである。

救療患者調 (昭和九年度)

種別	人員	備考
救護法ニ依ル醫療救護	三四、七〇八	社會局調査 助産及埋葬ヲ含マズ
時局匡救醫療救護	九七四、〇二二	衛生局調査
恩賜財團濟生會ノ事業	二八〇、一六七	濟生會救療患者統計ニ依ル
其ノ他公私救療機關ノ事業	六六〇、〇〇〇	時局匡救醫療救護ニ依ルモノヲ含マズ
合 計	一、九四八、八九七	濟生會推計ニ依ル

三、救護法實施狀況 (救療に關するもの)

(一) 救護法に依る救護に於ける救療の地位

救護法に依る救護の種類は生活扶助、醫療、助産、生業扶助及被救護者死亡の場合埋葬を行ふ者に對して爲すことを得る埋葬費の給付である。埋葬は嚴密には救護に非ず又助産は之を救療と稱すべきものではないが、こゝには醫療の外助産及埋葬をも救療に關するものとして、此の三者に付其の實施狀況を觀察するこゝとした。

救護法に依る救護及び其の中救療の割合は左表の如くである。

救護法に依る被救護者調 (昭和九年度) 社會局調査

道府縣	醫 宅		療 計		助 宅		產 計		埋 府 縣		市 町 村		非 計	
	實人員	金額	實人員	金額	實人員	金額	實人員	金額	實人員	金額	實人員	金額	實人員	金額
宮崎	1,577人	1,577円	38人	2,820円	26人	2,000円	36人	2,880円	1人	1,000円	35人	5,050円	75人	5,050円
鹿兒島	1,071人	5,072円	35人	5,520円	21人	1,500円	35人	2,250円	1人	1,000円	31人	2,100円	19人	2,100円
沖繩	1,032人	1,032円	1人	300円	6人	1,000円	2人	1,800円	1人	1,000円	3人	3,000円	3人	3,000円
計	3,680人	7,681円	74人	9,640円	63人	4,500円	74人	6,930円	3人	3,000円	70人	10,150円	117人	10,250円

救護法に依る被救護者種類別醫療、助産及埋葬人員調 (昭和九年度) 社會局調査

被救護者種類別	醫		療		助		產		埋		非	
	實人員	割合	實人員	割合	實人員	割合	實人員	割合	實人員	割合	實人員	割合
六十五歳以上ノ老衰者	4,175人	3%	1人	1%	1人	1%	1人	1%	3,253人	36%	3,253人	36%
十三歳以下ノ幼者	4,443人	14%	1人	1%	1人	1%	1人	1%	4,443人	100%	4,443人	100%
妊産婦	8人	0%	2,376人	100%	1人	1%	1人	1%	799人	9%	799人	9%
不具癱疾者	1,431人	10%	1人	1%	1人	1%	1人	1%	278人	2%	278人	2%
疾病傷痍者	3,346人	24%	1人	1%	1人	1%	1人	1%	4,004人	100%	4,004人	100%
計	13,983人		6人		6人		6人		8,769人		8,769人	

四、時局匡救醫療救護狀況

政府の行ふ救療事業中其の被救護人員及費用に於て時局匡救醫療救護事業が最大部分を占める。本事業は昭和七年度より三ヶ年計畫を以て實施せられたるものであるが、其の後逐年要救護者数の著増せると、本事業に代るべき施設なき爲之を卒然廢止するは其の影響する所至大なるに鑑み、昭和十年度以降も引續き實施されて居るのである。而して之が實施方法は道府縣に於て直接取扱ふものと濟生會を通じて行はしむるものとあり、委託診療、出張診療、巡回診療其の方法を以て行はれる。其の内容に於ては救護法に依る救療と實質上何等の差異がないのである。

時局匡救醫療救護取扱患者數調 (昭和九年度) 衛生局調査

種 別	道府縣ニテ直接取扱ヒタルモノ	濟生會ヲ通ジテ取扱ヒタルモノ	計
委託診療	1,500,559人	264,295人	4,144,854人

道府縣別	患者數	治療日數	道府縣別	患者數	治療日數
石川	八、三〇三	三九、三三三	媛	四、三三三	一七、五三三
富山	二四、二八二	一四、四六六	高知	一、八〇〇	八、五三三
島根	四、五九二	九、二五七	岡	二、二六八	四一、一八四
鳥取	八、七五五	三〇、七〇八	分	一、八五九	二四、六八〇
岡山	五、三三四	一四、七二四	賀	一、五五九	八、三三七
廣島	一六、八七七	三〇、〇一九	熊	七、一〇一	二〇、四九七
山口	七、三三四	一六、三〇七	鹿	七、二九九	三三、六八〇
徳島	七、一五二	九、三三四	宮	三、二六六	七、五三三
香川	四、八三四	一四、八三三	沖	九、九六二	六〇、五三三
計	三、〇七七	一〇、一九九	合	九四、〇三三	二、五二、六三三

備考 平均一患者の治療日數一一・九日となる

五、濟生會救療事業概況

明治四十四年御内帑金を仰ぎて設立せられたる恩賜財團濟生會は全國に亘り施薬救療の事業を遂行せんとするもので、其の規模に於て獨り私設救療事業の泰斗たるのみならず、之が恩恵に浴する患者數に於ても救護法に依る救療の遙かに及ばざる所である。之が實施方法は、東京市(舊市域)に於けるものは濟生會之を直營し、其の他の道府縣に於けるものは勅令に基き内務大臣に委嘱せられ、地方長官之を行ふ。但し濟生會が

特定の地方に特設機關を置きて施療に従事せるものもある。濟生會及地方長官は病院、結核療養所、診療所、診療班等を設け又は公私立病院、開業醫師、藥劑師、産婆等に委託して適宜診療を行ふのである。内務省の行ふ時局匡救醫療救護も其の一部を濟生會を通じて道府縣に亘り行はしむるものであるが、左記諸表中には此の分は含まない。又實費を以て受療せる患者に付ても之を除外したること勿論である。

濟生會救療患者數調 (昭和九年度) 濟生會救療患者統計

種別	男	女	計
外來患者	一三二、九八〇人	一三六、二七七人	二六九、二五七
入院患者	五、六〇三	五、三〇七	一〇、九一〇
合計	一三八、五八三	一四一、五八四	二八〇、一六七

濟生會救療患者年齢別 (昭和九年度) 濟生會救療患者統計

年齢階級	人員	割合	年齢階級	人員	割合
一歳未満	九、〇三一人	三・四%	三十歳以上四十歳未満	三、七五三人	一・三%
一歳以上五歳未満	三、九九二人	一・五%	四十歳以上五十歳未満	二九、六七四	一〇・三%
五歳以上十歳未満	二六、六五四	一〇・八%	五十歳以上六十歳未満	三三、二五七	一二・九%
十歳以上十五歳未満	一九、六三三	七・八%	六十歳以上	一九、二四〇	七・二%
十五歳以上二十歳未満	二六、八三三	一〇・六%	計	三三、一八〇	一〇・〇%
二十歳以上三十歳未満	三三、三三三	一四・六%			

備考 本表は全患者に付調査したるものに非ず